

文書による一般質問の検証による正副委員長修正案

【基本的な考え方（各項目共通）】

文書による一般質問が緊急時に実施するものであることを考えると、制限をせざるを得ない。一方、執行部からも現状の制限内容であれば、対応も可能との聞き取り結果である。

そうすると、現状の運用を基本として修正を加えていくこととしたい。

1 質問人数（総数）と無所属議員の取扱い

- ・ 無所属議員も質問人数（総数）の対象とする。
- ・ 現状の10人以内は変更せず、その中で非交渉会派・無所属議員も含め割り振ることとする（無所属議員を10人以内と別扱いにすると、会派とのバランスを失することになるため、別扱いとすることは困難）。
- ・ 各会派の質問者数は、非交渉会派と無所属議員を合わせた人数を1会派としてみなして、各会派所属議員数に応じて按分して算定した人数とする。
- ・ 非交渉会派と無所属議員の質問者は、当事者間で調整の上、決定する。
- ・ なお、質問者が按分により割り振られた人数よりも少なくなる会派があった場合は、当該会派から他の会派及び無所属議員に対し、質問しない人数枠を譲ることも可とする（10人以内の中で会派間の融通を認める）。

2 質問項目数・質問数

現状どおり（質問項目数：3項目以内、質問数：6問以内）

3 文字数

現状の900文字程度は変えないが、質問内容により、その趣旨や背景を記載する必要がある場合もあると考えられるため、最大で1.5倍を限度とする。

質問人数（総数）を正副委員長案で按分した場合の各会派等の質問人数（令和3年12月1日現在）

	自民党	未来立憲 民主ちば	公明党	自民・無所属 の会	共産党	ネット3人 無所属3人	計
会派人数	12人	11人	8人	7人	6人	6人	50人
正副議長、監査委員 を除く人数	10人	10人	7人	7人	6人	6人	46人
比率	2.17	2.17	1.52	1.52	1.30	1.30	
			切上げ	切上げ			
質問人数	2人	2人	2人	2人	1人	1人	10人

<参考：仮に公明党が1減（7人）、無所属議員が1増（4人）となった場合の各会派等の質問人数>

	自民党	未来立憲 民主ちば	公明党	自民・無所属 の会	共産党	ネット3人 無所属4人	計
会派人数	12人	11人	7人	7人	6人	7人	50人
正副議長、監査委員 を除く人数	10人	10人	6人	7人	6人	7人	46人
比率	2.17	2.17	1.30	1.52	1.30	1.52	
				切上げ		切上げ	
質問人数	2人	2人	1人	2人	1人	2人	10人